



災害時における代替保育のご案内

◇災害時における代替保育とは何ですか？

松江市内の保育所等では、集中豪雨・台風接近・大雨等の災害等非常時における避難情報の発令により、市の基準に基づいて臨時休園を決定いたします。この際、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れ（代替保育）を行うものです。

◇どんな時に実施されるのですか？

市の基準に基づき、翌日の臨時休園を保育施設が決定した場合です。

※災害の発生状況によっては代替保育を実施しない場合もあります。

◇松江市の休園基準

避難情報（台風・豪雨）	地震		避難情報発令の地区施設
警戒レベル3（高齢者等避難）	震度4	⇒	開園 ただし、施設長の判断で市に休園を申し出ることができる。
警戒レベル4（避難指示）	震度5弱	⇒	原則休園 （施設や周辺状況による）
警戒レベル5（緊急安全確保）	震度5強以上	⇒	休園

※大雪の場合…一律の基準は設けないが、施設の安全確保、職員体制の確保が著しく困難な場合は、市と協議の上、登園自粛や臨時休園の措置をとることを可能とする。

※この警戒レベルとは松江市が指示する警戒レベルのことであり、気象庁が発表する警戒レベルではありません。

◇誰が利用できるのですか？

※事前登録が必要です。



次のいずれにも該当する場合に利用することができます。

- ①両親（ひとり親家庭含む）がともに医療従事者やインフラ（電気・水道・ガス）運営、防災業務（消防、警察、自衛隊、災害業務に従事する公務員等）、保育施設、24時間体制の高齢者施設、障がい者施設等に勤務する家庭
- ②松江市に住所を有し、保育所・幼稚園、認定こども園、幼保園等に入所している1～5歳児クラスの児童
- ③児童が医師より感染症による健康観察等の指示を受けていない場合

◇実施日・保育時間

月曜日及び祝日の翌日	火曜日～土曜日
10時～17時	8時30分～17時

※月曜日及び祝日の翌日は当日の朝から利用受付を行うことから、10時開始となります。

◇事前登録方法

- ・「災害時における代替保育利用登録書」に記入し、松江市こども政策課に提出してください。（郵送可）



◇利用予約方法

- ・松江市こども政策課（0852-55-5666）に電話で予約してください。
- ・利用が決定した場合、「災害時における代替保育利用届出書」に記入し、当日利用する代替保育実施施設に提出してください。

※登録書および届出書は松江市ホームページよりダウンロードできます。

https://www.city.matsue.lg.jp/kosodate_kyoiku/kosodateshien/7/3/6819.html



◇実施施設

施設名	松江市立城東保育所	松江市立幼保園のぎ
所在地	松江市学園1-10-12	松江市田和山町108
電話番号	0852-21-2587	0852-60-2605
定員	10名程度/日	10名程度/日
食事について	・昼食（弁当）・おやつ・飲み物（水筒）を持参ください。	
服装 持ち物 について	【服装】 ・動きやすく、汚れてもよいもの 【持ち物】 ・着替え（3枚程度） ・紙おむつ（5枚程度）、おしりふき ・汚れ物を入れるビニール袋 ・バスタオル ・午睡用布団 ・保険証関係書類の写し・子ども医療費受給資格証の写し ※持ち物には全て記名してください	
その他	災害状況によっては、代替保育を実施しない場合もあります。	



◇問い合わせ先

松江市こども政策課（0852-55-5666）